

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第47号

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表第2天体宿泊施設の部中「、ジュノー観測所」を削り、「パラス観測所」の次に「、ジュノー観測所」を加え、同表備考を次のように改める。

備考 観測所を使用する者は、次のとおり使用し、使用する部分の使用料を支払わなければならない。

- (1) 共有部分は必ず使用するものとする。
- (2) 天候不良、機器の不具合その他の天体観測室が使用できない事由がある場合を除き、天体観測室を使用するものとする。
- (3) 和室1、和室2及び洋室のうち使用する部屋の定員の合計が、観測所を使用する者の数以上でなければならない。この場合において、次のアからウまでに掲げる部屋について、それぞれアからウまでに定める数を定員とする。

ア 和室1 3

イ 和室 2 3

ウ 洋室 2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前に使用したものについては、なお従前の例による。